

委員会提出議案第 2 号

阪神水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例について

阪神水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 11 月 22 日 提出

阪神水道企業団議会

議会運営委員会委員長 しらくに高太郎

阪神水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団議会委員会条例（平成 7 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委員長及び副委員長がともにないときの互選）</p> <p>第 4 条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。</p> <p>2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。</p>	<p>（委員長及び副委員長がともにないときの互選）</p> <p>第 4 条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。</p> <p>2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。<u>ただし、特別委員会については、この限りでない。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

正副委員長がともにないときの委員長の互選の職務を年長の委員が行うことを明確にするため、所要の改正を行おうとするものである。